

○茅ヶ崎市自転車駐車場条例

昭和56年12月24日

条例第31号

改正 昭和59年12月26日条例第30号

昭和62年9月30日条例第15号

平成2年9月29日条例第16号

平成5年6月30日条例第21号

平成7年3月27日条例第4号

平成7年12月22日条例第27号

平成9年12月25日条例第25号

平成10年3月26日条例第4号

平成11年12月22日条例第19号

平成12年12月22日条例第42号

平成15年12月18日条例第40号

平成17年3月28日条例第9号

平成17年9月29日条例第37号

平成18年3月24日条例第8号

平成21年12月18日条例第39号

平成23年12月20日条例第39号

平成24年10月1日条例第19号

平成26年6月30日条例第30号

平成27年7月1日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平9条例25・平11条例19・一部改正)

(設置、名称及び位置)

第2条 自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため茅ヶ崎市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新栄町第一自転車駐車場	茅ヶ崎市新栄町13番45号
新栄町第二自転車駐車場	茅ヶ崎市新栄町13番45号
新栄町第三自転車駐車場	茅ヶ崎市新栄町12番12号
ツインウェイ北自転車駐車場	茅ヶ崎市新栄町3番34号
ツインウェイ南自転車駐車場	茅ヶ崎市共恵一丁目9番15号
幸町自転車駐車場	茅ヶ崎市幸町21番7号
幸町第二自転車駐車場	茅ヶ崎市幸町3番24号
共恵自転車駐車場	茅ヶ崎市共恵一丁目2番13号
本宿町自転車駐車場	茅ヶ崎市本宿町11番59号

(昭59条例30・昭62条例15・平2条例16・平5条例21・平7条例4・平7条例27・平9条例25・平11条例19・平18条例8・平24条例19・平27条例32・一部改正)

(駐車場の管理)

第3条 駐車場の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（平9条例25・一部改正、平11条例19・平12条例42・平17条例37・全改）

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に駐車場に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（平17条例37・追加）

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画による駐車場の管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、駐車場の適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実にを行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

（平17条例37・追加）

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車券の発行に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

（平17条例37・追加）

(休場日)

第7条 駐車場の休場日は、1月1日から同月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休場日に開場し、又は臨時に休場日以外の日に開場しないことができる。

（平17条例37・追加）

(供用時間)

第8条 駐車場の供用時間は、午前6時から午後10時までとする。ただし、ツインウェイ南自転車駐車場にあっては、午前7時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に供用時間を変更することができる。

（平17条例37・追加、平24条例19・一部改正）

(駐車することができる車両)

第9条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる駐車場については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ツインウェイ北自転車駐車場及び本宿町自転車駐車場 原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及びこれに準ずるものとして規則で定める車両をいう。以下同じ。）、自転車及び普通自動二輪車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動二輪車のうち、側車付きのもの及び総排気量が0.125リットルを超えるものを除いたものをいう。以下同じ。）

- (2) 幸町自転車駐車場及び幸町第二自転車駐車場 原動機付自転車（規則で定める車両を除く。）及び自転車
（平11条例19・追加、平12条例42・旧第5条繰上、平17条例37・旧第4条繰下・一部改正、平
18条例8・一部改正、平21条例39・全改、平23条例39・平27条例32・一部改正）

（利用料金）

第10条 駐車場に車両を駐車させる者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1（次条第1項の規定により定期駐車券を発行する場合における定期駐車券による車両の駐車に係るものについては、別表第2）に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（平17条例37・追加）

（定期駐車券）

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。

- 2 前項の場合において、定期駐車券によらない駐りに支障のない範囲で発行しなければならない。
- 3 指定管理者は、定期駐車券の発行に当たっては、駐車の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することができない。

（平11条例19・追加、平12条例42・旧第7条繰上・一部改正、平17条例37・旧第6条繰下・一部改正）

（超過時間の料金）

第12条 定期駐車券の通用期間を超えて車両を駐車した場合における超過時間に対する料金は、第10条第2項の規定により別表第1に定める額の範囲内において定めた額とする。

（平11条例19・追加、平12条例42・旧第8条繰上、平17条例37・旧第7条繰下・一部改正）

（利用料金の減額）

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金（定期駐車券によるものに限る。）の一部を免除することができる。

（平17条例37・追加）

（利用料金の不還付）

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金（定期駐車券によるものに限る。）の全部又は一部を還付することができる。

（平11条例19・旧第6条繰下・一部改正、平12条例42・旧第11条繰上・一部改正、平17条例37・旧第10条繰下・一部改正）

（定期駐車券の譲渡等の禁止）

第15条 定期駐車券は、他に譲渡し、又は貸与してはならない。

（平11条例19・追加、平12条例42・旧第12条繰上・一部改正、平17条例37・旧第11条繰下）

（損害賠償）

第16条 駐車場に車両を駐車させた者は、駐車場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（平11条例19・旧第9条繰下・一部改正、平12条例42・旧第15条繰上・一部改正、平17条例37・旧第12条繰下・一部改正）

(入場の制限等)

第17条 指定管理者は、駐車する車両が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒み、又は出場を命ずることができる。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品その他危険物を積載していると認められるとき。
- (2) 駐車場の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(平12条例42・追加、平17条例37・旧第13条繰下・一部改正)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平11条例19・旧第12条繰下・一部改正、平12条例42・旧第18条繰上、平17条例37・旧第15条繰下)

附 則

この条例は、昭和57年2月10日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第30号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第15号)

この条例は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第16号)

この条例は、平成2年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第21号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第29号で平成5年9月1日から施行)

附 則 (平成7年条例第4号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成7年規則第19号で平成7年5月20日から施行)

附 則 (平成7年条例第27号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第1号で平成8年4月1日から施行)

附 則 (平成9年条例第25号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第39号で平成10年2月11日から施行)

附 則 (平成10年条例第4号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第8条の規定による改正前の茅ヶ崎市自転車駐車場条例の規定により使用の手続をしたものについては、改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例(以下「新自転車駐車場条例」という。)の相当規定の手続とみなし、新自転車駐車場条例を適用する。

附 則（平成12年条例第42号）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第9号）抄

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の茅ヶ崎市自転車駐車場条例の規定によって発行された定期駐車券で同日以後に通用期間が満了するものは、新条例の相当規定によって発行された定期駐車券とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に納付された使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第8号）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 共恵自転車駐車場の指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例の例により行うことができる。

附 則（平成21年条例第39号）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第39号）

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第8項の規定は、公布の日から施行する。
（利用料金の承認に係る経過措置）
- 6 第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第17条まで、第20条及び第22条に規定するそれぞれの条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、施行日前においても、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条から第17条まで、第20条及び第22条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定の例により、施行日以後における当該それぞれの条例に規定する施設の利用に係る料金について、市長の承認を受けることができる。

（定期駐車券の発行に係る経過措置）

- 8 茅ヶ崎市自転車駐車場又は茅ヶ崎市駐車場の指定管理者の指定を受けた者は、施行日前においても、第7条の規定による改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例又は第8条の規定による改正後の茅ヶ崎市駐車場条例の規定の例により定期駐車券を発行することができる。

附 則（平成27年条例第32号）

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第51号で平成27年12月1日から施行)

2 指定管理者の指定その他指定管理者による幸町第二自転車駐車場の管理のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市自転車駐車場条例の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第10条、第12条関係)

(平12条例42・全改、平17条例37・平21条例39・一部改正)

車両の種類	単位	金額
自転車	1台1回	100円
原動機付自転車		200円
普通自動二輪車		

別表第2 (第10条関係)

(平12条例42・平17条例37・全改、平21条例39・平26条例30・一部改正)

1 月の初日から使用することができる場合

車両の種類	単位	一般	学生
自転車	1台1月	1,540円	1,230円
原動機付自転車		2,570円	
普通自動二輪車			

備考

- 「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 「学生」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学、専門学校又は各種学校に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び小学校に就学するまでの者をいう。

2 月の初日から使用することができない場合

車両の種類		単位	使用することができる日数		
			21日以上	11日以上21日未満	11日未満
自転車	一般	1台	1,540円	1,020円	510円
	学生		1,230円	820円	410円
原動機付自転車			2,570円	1,740円	870円
普通自動二輪車					

備考 「一般」及び「学生」とは、1の項の表備考1及び備考2に規定する一般及び学生をいう。